

押印手続の見直し に向けた取組について

令和2年7月15日
内閣府 規制改革推進室

目次

- 0. 書面・押印・対面原則の見直しのうち特に押印についての方向性について
- 1. 押印の意義や効果の整理
 - 1-1. 「押印についてのQ & A」について
 - 1-2. 有印私文書偽造罪の成立可否について（判例紹介）
- 2. 電子署名の活用促進について
- 3. 関係省庁と4経済団体における共同宣言について
- （おまけ）社印について

0. 書面・押印・対面原則の見直しのうち特に押印についての方向性について

- 押印は、書面を前提とするものであり、テレワークを阻害する要因として象徴的に語られることが多い。
- 制度面での規制については、改めて書面・押印原則の規制について、その必要性や代替手段を検討していく必要がある。
- 一方、押印を求める慣行については、慣行を断ち切るにあたっての障壁となっている懸念点を解消するとともに、官民一体となった社会全体の取組が必要となる。
- 例えば契約については、「契約書を電子化すると想像以上にペーパーレス化が進んでいく。」（電子契約を導入すると）「銀行融資事務処理の完全オートメーション化が展望に入ってくる」（ビジネス法務2017. 10、67頁）との指摘もある。今後の競争力強化・生産性の向上に書面・押印原則の見直しは不可欠であるとみられる。

1-1. 「押印についてのQ & A」について

- 書面・押印がなくならない原因の一つは、押印という制度が押印側に一定の心理的負担を必然的に課すものであること、民事訴訟法228条4項による法的効力が付与されているという安心感があることにありと考えられる。
(参考) 民事訴訟法228条4項
私文書は、本人(中略)の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。
- 書面に押印を得ると自己の責任を一定程度軽減する方向に働くことが多いため、安易に求められやすい一方、押印を求められる側の一定程度の負担となるが、判例法理が認印でも効力を有することを明らかにし、押す側の負担も制度的に軽減されてきた。他律的な要因が後押しとなり押印慣行が文化として受容されてきた。
- 規制改革推進会議では、書面・押印による民訴法228条4項の二段の推定に関する議論が「ハンコ文化」を強化する方向に誤解をされている場合がある一方で、押印を代替し得る電子的手段については、押印に比べ堅牢な手段が必要と考えられている場合があるとの議論があった。
- こうしたことを受け、押印に関する民事基本法上の取扱いや、押印の効果、押印を代替し得る手段等について、内閣府・法務省・経産省において整理を行った。

1-1. 「押印についてのQ & A」について

Point① 形式的証拠力の確保に当たっては、押印の効果は限定的であることを説明。

【「押印についてのQ & A」(抜粋)】

- 問3. 本人による押印がなければ、民訴法第228条第4項が適用されないため、文書が真正に成立したことを証明できないことになるのか。
 - 本人による押印の効果として、文書の真正な成立が推定される(問2参照)。
 - そもそも、文書の真正な成立は、相手方がこれを争わない場合には、基本的に問題とならない。また、相手方がこれを争い、押印による民訴法第228条第4項の推定が及ばない場合でも、**文書の成立の真正は、本人による押印の有無のみで判断されるものではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料など、証拠全般に照らし、裁判所の自由心証により判断される。**他の方法によっても文書の真正な成立を立証することは可能であり(問6参照)、本人による押印がなければ立証できないものではない。
 - **本人による押印がされたと認められることによって文書の成立の真正が推定され、そのことにより証明の負担は軽減されるものの、相手方による反証が可能なものであって、その効果は限定的**である(問4、5参照)。
 - このように、**形式的証拠力を確保するという面からは、本人による押印があったとしても万全というわけではない。**そのため、テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、**不要な押印を省略したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても押印以外の手段で代替したりすることが有意義である**と考えられる。

1-1. 「押印についてのQ & A」について

Point② 押印に代わり、送受信記録の保存や、本人確認情報の記録・保存、電子署名や電子認証サービス・それに準じるような暗号化による改ざん防止が可能なサービス等の活用が、文書の成立の真正を証明する手段として考えられることを説明。

- 問6. 文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか。
 - ・ 次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用することが考えられる。
 - ① 継続的な取引関係がある場合
 - 取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存（請求書、納品書、検収書、領収書、確認書等は、このような方法の保存のみでも、文書の成立の真正が認められる重要な一事情になり得ると考えられる。）
 - ② 新規に取引関係に入る場合
 - 契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根拠資料としての運転免許証など）の記録・保存
 - 本人確認情報の入手過程（郵送受付やメールでのPDF送付）の記録・保存
 - 文書や契約の成立過程（メールやSNS上のやり取り）の保存
 - ③ 電子署名や電子認証サービスの活用（利用時のログインID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む。）

1-2. 有印私文書偽造罪の成立可否について（判例紹介）

- 押印のない私文書であっても、社名や個人名などが記名（※記名は自署であるか他人の代筆であるか印刷により表出したものであるかを問わない）された私文書を無断で作成または改変すれば有印私文書偽造罪（刑法第159条第1項）が成立するという判例が存在。

（裁判例）

- ①大審院明治45年5月30日判決（刑録18号790頁）
- ②東京高裁昭和53年11月21日判決（東京高裁裁判所判決時報29巻12号209頁）
※②は、公文書について同様に有印公文書偽造罪が成立するとされた判例

【刑法抜粋】

（私文書偽造等）

第一百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

- 2 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
- 3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2. 電子署名の活用促進について

- 電子署名法の制定当初は想定されていなかったクラウド型の電子署名が登場し、普及が進みつつある。
- 押印の代替手段の1つである電子署名の活用を促進するため、クラウド型の電子署名のうち、特にサービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスについて、電子署名法における位置付けの明確化を行う。

規制改革推進に関する答申（抜粋） ※令和2年7月2日 規制改革推進会議より総理へ手交

1. 成長戦略分野

（4）書面規制、押印、対面規制の見直し

<基本的考え方>

（前略）また、押印の代替手段としては、メール等含め様々な電磁的手法が考えられるが、電子署名の活用も有効な手段である。電子署名や認証サービスとして、現在、様々な形態のサービスが生まれ利用が広がっているが、それぞれのサービスについて、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）における取扱いが不明確である。コロナ危機への対応やデジタル技術の活用の観点も踏まえ、クラウド技術を活用した電子認証サービスの電子署名法上の取扱いを速やかに示すとともに、今後抜本的な制度改正も視野に入れた見直しが必要である。（後略）

<実施事項>

- b 総務省、法務省及び経済産業省は、サービスの利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、当該サービスの利用者の意思に基づきサービス提供事業者の判断を交えず機械的に行われることが技術的・機能的に担保されたものがあり得るところであり、このようなサービスに関して、電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」の解釈において、当該サービスの対象となる電子文書に付された情報の全体を1つの措置として捉え直してみれば、当該サービスの利用者が当該措置を行ったと評価できることについて、その考え方をQ & A等で明らかにし、広く周知を図る。
- c 総務省、法務省及び経済産業省は、電子署名に対し、民事訴訟において署名・押印同様の推定効を定める電子署名法第3条の在り方に関して、サービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスなどについても一定の要件を満たせば対象となり得ることに関して、その考え方を明らかにする。

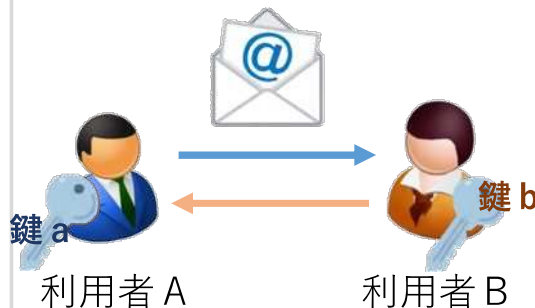
2. 電子署名の活用促進について

<実施事項>

- b 総務省、法務省及び経済産業省は、サービスの利用者が作成した電子文書について、**サービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービス**であっても、当該サービスの利用者の意思に基づきサービス提供事業者の判断を交えず機械的に行われることが技術的・機能的に担保されたものがあり得るところであり、このようなサービスに関して、**電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」**の解釈において、当該サービスの対象となる電子文書に付された情報の全体を1つの措置として捉え直してみれば、**当該サービスの利用者が当該措置を行ったと評価できること**について、その考え方をQ & A等で明らかにし、広く周知を図る。

①ローカル署名型

署名鍵を署名者全員が購入し、ICカード等で保有



②リモート署名型

署名鍵を署名者全員が購入し、クラウド上で保有



③いわゆる「第三者型」

署名鍵はサービス提供事業者が提供。署名者は事業者
に署名を指示



(出典) CLOUDSIGN 「サインのリ・デザイン」掲載図より作成

2. 電子署名の活用促進について

<実施事項>

- b 総務省、法務省及び経済産業省は、サービスの利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、当該サービスの利用者の意思に基づきサービス提供事業者の判断を交えず機械的に行われることが技術的・機能的に担保されたものがあり得るところであり、このようなサービスに関して、**電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」の解釈において**、当該サービスの対象となる電子文書に付された情報の全体を1つの措置として捉え直してみれば、**当該サービスの利用者が当該措置を行ったと評価できる**ことについて、その考え方をQ & A等で明らかにし、広く周知を図る。

【電子署名法抜粋】

(定義)

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（略）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 **当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。**

①

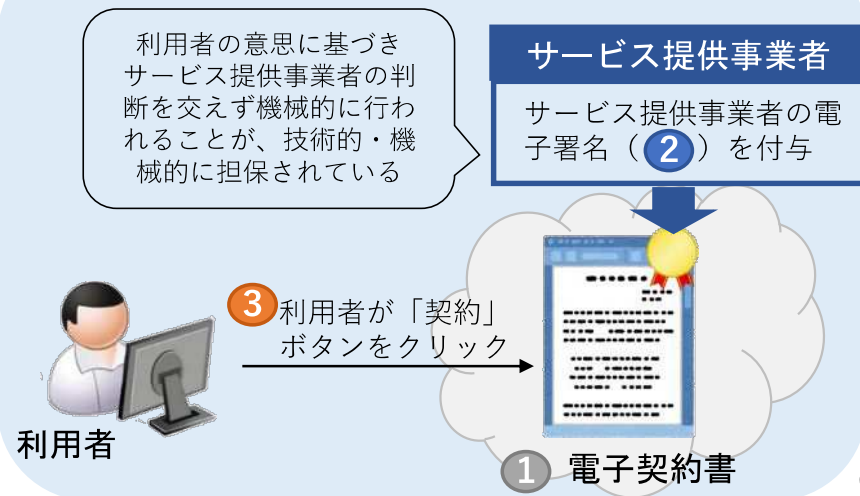
②

③

- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

- ① 「当該情報」 = 電子契約書
② 「当該措置」 = サービス提供事業者の電子署名
③ 「当該措置を行った者」 = 利用者

<イメージ図>



2. 電子署名の活用促進について

<実施事項>

- c 総務省、法務省及び経済産業省は、電子署名に対し、民事訴訟において署名・押印同様の推定効を定める電子署名法第3条の在り方に関して、サービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスなどについても一定の要件を満たせば対象となり得ることに関して、その考え方を明らかにする。

- サービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスについても、一定の要件を満たせば第3条（真正成立の推定）の対象となり得ることについて、今後検討。

【電子署名法抜粋】

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

3. 関係省庁と4経済団体における共同宣言について

- 官民一丸となって書面、押印、対面の見直しを進めるため、7月8日に「書面・押印・対面の見直しに係る会合」を開催し、「『書面、押印、対面』を原則とした制度・慣行・意識の抜本の見直しに向けた共同宣言」を発表。

【参加者】

竹本IT政策担当大臣、北村規制改革担当大臣、規制改革推進会議 小林議長、
日本経済団体連合会 中西会長、経済同友会 櫻田代表幹事、
日本商工会議所 三村会頭、新経済連盟 三木谷代表理事

「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の 抜本の見直しに向けた共同宣言 ～デジタル技術の積極活用による行政手続・ビジネス様式の再構築～ (柱書抜粋)

新型コロナウイルスの感染拡大には一定の歯止めがかかっているが、
なお、引き続き、感染拡大の防止及び予防のため、新しい生活様式への
移行が求められる状況にある。

このような状況において、新型コロナウイルスへの対応として社会
全体で幅広く実践されたテレワーク、サテライトワーク等の取組を後
戻りさせることなく、新しい生活様式・ビジネス様式を拡大・定着さ
せ、社会全体のデジタル化を一気呵成に実現する必要がある。このよ
うな取組は、これから迎えるデジタル時代において、一層の生産性向
上と経済活性化を図るために極めて重要なものである。

このため、社会課題として顕在化した「書面、押印、対面」を原則
とした制度・慣行・意識を、デジタル技術の積極活用によって社会全
体で転換し、時代の要請に即した行政手続・ビジネス様式を速やかに
再構築すべきである。

内閣府、規制改革推進会議及び四経済団体は、上記を実現するため、
緊密な連携の下、官民一丸となって、下記の取組を推進することを宣
言する。

「書面・押印・対面の見直しに係る会合」の様子



（おまけ）社印について

○ロエスレル氏寄稿 商法草案上巻

※日本の旧商法は、司法省顧問Dr. Hermann Roesler氏によって起草された。

（この商法草案は1884年の刊行とみられている）

○第200条 株式会社は官簿に登録し次て公告するに依て設立したるものと見做すべし因って会社は此時より特別の名號（社名）を唱へその印形を用ひて契約を取結ひ各種の財産を所得するの権利を有する者とす。

○第202条 社印には社名を彫刻し而して簡明簿に備置の爲め其印鑑一枚を商事裁判所に指出すべし社印を改正し又は改刻するときもこの手續を爲すべし

○第203条 社名及び社印はすべて官庁に宛たる文書、並びに公報、広告、株券為替切手、及び其他総て会社に於て権利を所得し義務を負担すべき各種の書類に押捺記載すべし

○明治23年商法

※明治29年7月～明治32年新しい商法施行まで施行。

明治32年商法が現在の商法の原型

○第70条 会社は称号を儲け社印を製し営業所を定むる事を要す其の商号に付ては第25条第2項の規定に従う

(注) 25条2項 会社の商号は登記に因り同一営業に付き一地域内に於いて其専有の権利を得取す

○第71条 社印には商号を刻し其印鑑を商業登記簿に添えて保存する為め之を18条に設けたる裁判所に差出す事を要す社印を変更し又は改刻する時も亦此手続を為す

○第72条 社名及び社印はすべて官庁に宛たる文書、並びに公報、広告、株券為替切手、及び其他総て会社に於て権利を所得し義務を負担すべき各種の書類に押捺記載すべし

○第73条 会社は特立の財産を所有し又独立して権利を得義務を負う殊に其名を以て債権を得債務を負い動産不動産を得取し又訴訟に付き原告又は被告と為る事を得

・印鑑には、商業登記に用いる代表印、自治体の印鑑登録を行う印、銀行印、社印（いわゆる角印）、認印、契印、割印などがある。

・社印については、明治32年商法が制定されるまでは、会社の契約に用いるものと考えられていた（72条）。条文をみても72条と73条は密接であり、権利能力に密接に見える。

・当時の商法の外国語訳では” seal ” と訳されている。またEUではe-sealが規則上定められている。契約を締結するものではなく会社の発行したものと考えられている。（権利義務を負担するために置かれているものではないと思われる）

・明治32年商法では「社印」の規定が削除されている。理由書によれば、契約に社印を用いるのは当然の慣行であるが会社の要件とはいえないため削除したとの理由が簡単に記述されている。社名＝社印＝権利能力？

・その後73条は、会社に法人格を付与したものと考えられるようになっていった（村上淳一「会社の法人格：比較法史の断章」）。法人＝自ら行為できない＝代表者の印？

・一方、商業登記については商業登記の手続規則が定められ、手続申請者の印を事前に届ける規制がその時から存在した。現在の商業登記法20条「登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。」

・手形小切手については手形法82条「本法に於いて署名とあるは記名捺印を含む」とあり、商法については別途「商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律」（会社法施行時に廃止）が定められ、「商法中署名スヘキ場合ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得」とされていた。

・なお、平成16年商法改正で株券電子化が導入された時、上場会社は定款を変更し株主の押印届出を廃止したものが多いが、特別口座（証券会社に口座がない株主等）の株主分、非上場会社についてはまだ残っているところも多いようである。また、議決権行使書面には押印を不要とする会社が多いようである（議決権行使書面に押印がないことで入場を拒絶したことが問題なったケースとして札幌地判平成31・1・31判タ1467号249頁）。